

セグメント情報方針（案）

セグメント情報について

- セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分

【例①】

当分の間、選択可能 【例②】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

配分基準

原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定
（技術的課題あり、検討に1年程度必要）

例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

- 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間

（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）

B 「経済実態をより適切に表す配分基準」

策定後

区分	配分基準
【例①】 +	現行基準
選択可能 【例②】 +	現行基準

区分	配分基準
原則 【例①】 +	新基準
例外 【例①】 +	現行基準

※ 1：新基準の検討がR7.4.1施行に間に合えば、Bの対応のみとなる。

【例①】原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【例②】例外的な集約可能範囲

部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、例①の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、例①に移行

学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール

スケジュール (イメージ)

